

京都市告示第 158号

児童福祉法第21条の5の19第2項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり廃止の届出がありました。

令和3年6月1日

京都市長 門川 大作

申請者名称	サービス種別	事業所名及び事業所番号	事業所所在地	廃止年月日
株式会社スマイルゲートパートナーズ	児童発達支援	スマイルゲート北山 2650600253	京都市北区上賀茂石計町48番地2 ラ シュレ北山1階	令和3年 6月1日

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課)